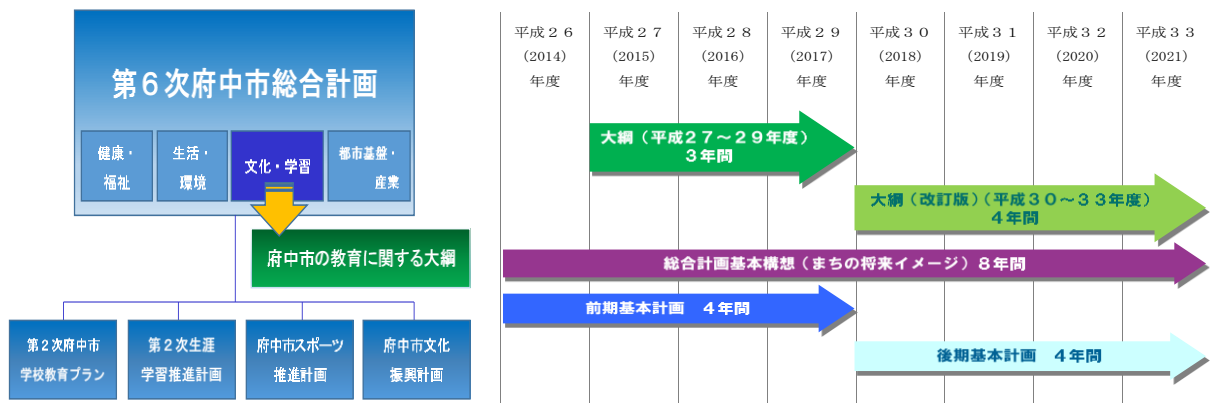


「府中市の教育に関する大綱」の改訂の方向性について（案）

平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、平成27年7月に策定した「府中市の教育に関する大綱」は、「第6次府中市総合計画」を基本とし、その中で、教育、学術及び文化の各分野の主旨を取りまとめ、これらの振興に関する総合的な施策の大綱として位置付けています。

大綱の対象期間は、「第6次府中市総合計画」との整合性を図るため、前期基本計画の終了までの期間（平成29年度）としており、後期基本計画の策定に合わせて見直し、改訂版を策定することとしていたことから、今年度に見直しを行うものです。

改訂の方向性については、現在の「府中市の教育に関する大綱」のうち、「2 現状と課題」は、現在の状況を踏まえた上で策定される後期基本計画に即した内容に見直し、「3 目指す姿」については、まちの将来イメージを示している総合計画基本構想から関連する分野を抜粋して取りまとめたものであることから、今回は見直しを行わないこととします。



<大綱の位置付けと対象期間>